

5.3 振動

【調査内容】

調査内容	
振動の状況	
道路交通の状況	・道路の構造、交通量等
振動の伝播に影響を及ぼす地質・地盤の状況	
その他の予測・評価に必要な事項	・既存の発生源の状況 ・学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

【調査手法(1)】

調査項目	現地調査			文献調査	
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等		
振動の状況	環境振動 (L ₁₀ 、L ₅₀ 、L ₉₀)	「振動レベル測定法」(JIS Z 8735)及び「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)に定める方法	1. 調査地域 事業の実施により環境振動への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周辺とする。 2. 調査地点 対象事業実施区域の敷地境界4地点及びその周辺の住宅地付近等の4地点とする。	1. 調査時期及び回数 平日・休日の代表的な1日各1回(秋季) 2. 調査期間 24時間連続	下記の既存測定結果を収集、整理する。 ・埼玉県振動調査結果
	道路交通振動 (L ₁₀ 、L ₅₀ 、L ₉₀)		1. 調査地域 事業の実施により道路交通振動への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域周辺とする。 2. 調査地点 資材運搬等の車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行経路上の3地点とする。	1. 調査時期及び回数 平日の代表的な1日1回(秋季) 2. 調査期間 7時～19時 注) 関係車両の走行時間帯：7時～18時	
	地盤卓越振動数	「道路環境影響評価の技術手法 平成24年度版」(平成25年、国土技術政策総合研究所資料第714号)に定める測定方法(大型車の単独走行時10台分)	道路交通振動の調査地点と同様とする。	1. 調査時期及び回数 道路交通振動の調査と同じ 2. 調査期間 任意の期間	—

【調査手法(2)】

調査項目		現地調査			文献調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
道路交通の状況	交通量、走行速度、道路構造	交通量は、車種別（大型車、小型車、自動二輪車、塵芥車）・方向別にカウンターにて計数する方法 走行速度は、1時間毎に一定区間を通過する時間をストップウォッチで計時する方法 道路構造は目視及びメジャーを用いる方法 (前掲「5.1 大気質」における道路交通の状況の調査結果より引用する。)	1. 調査地域 道路交通振動と同じ地域とする。 2. 調査地点 道路交通振動と同じ3地点とする。	1. 調査時期及び回数 平日の代表的な1日1回(秋季) 2. 調査期間 7時～19時 注) 関係車両の走行時間帯：7時～18時	下記の既存測定結果を収集、整理する。 ・全国道路・街路交通情勢調査等
振動の伝播に影響を及ぼす地質・地盤の状況	既存の発生源の状況	現地踏査による方法	1. 調査地域 環境振動及び道路交通振動と同じ地域とする。	1. 調査時期及び回数 任意の時期に1回	地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料の収集、整理による。
その他の事項	学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況				

【現地調査地点一覧】

<環境振動、道路交通振動、道路交通>

区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
環境振動	1~4	対象事業実施区域敷地境界 (4方向)	環境振動	対象事業実施区域の環境振動を代表する地点として、敷地境界の4方向(4地点)を選定する。
	5	対象事業実施区域の北側(戸塚綾瀬小学校敷地境界付近)	環境振動	対象事業実施区域北側において、環境保全上配慮が必要な施設として戸塚綾瀬小学校の敷地境界付近を選定する。
	6	対象事業実施区域の西側(藤兵衛新田住宅地)	環境振動	対象事業実施区域西側において、環境保全上配慮が必要な施設として、藤兵衛新田の住宅地を選定する。
	7	対象事業実施区域の南側(新栄町住宅地)	環境振動	対象事業実施区域南側において、環境保全上配慮が必要な施設として、新栄町の住宅地を選定する。
	8	対象事業実施区域の東側(七左町住宅地)	環境振動	対象事業実施区域東側において、環境保全上配慮が必要な施設として、七左町の住宅地を選定する。
道路交通振動・	1	市道幹線第50号線東側区間沿道	道路交通振動 地盤卓越振動数 交通量等	対象事業実施区域周辺の主要な幹線道路であり、資材運搬等の車両、廃棄物運搬車両等の主要な走行経路上になると想定される地点として選定する。
	2	市道幹線第50号線西側区間沿道		
	3	市道幹線第59号線南側区間沿道		

注) 調査地点の位置は、図5.3-1(1)、(2)参照。

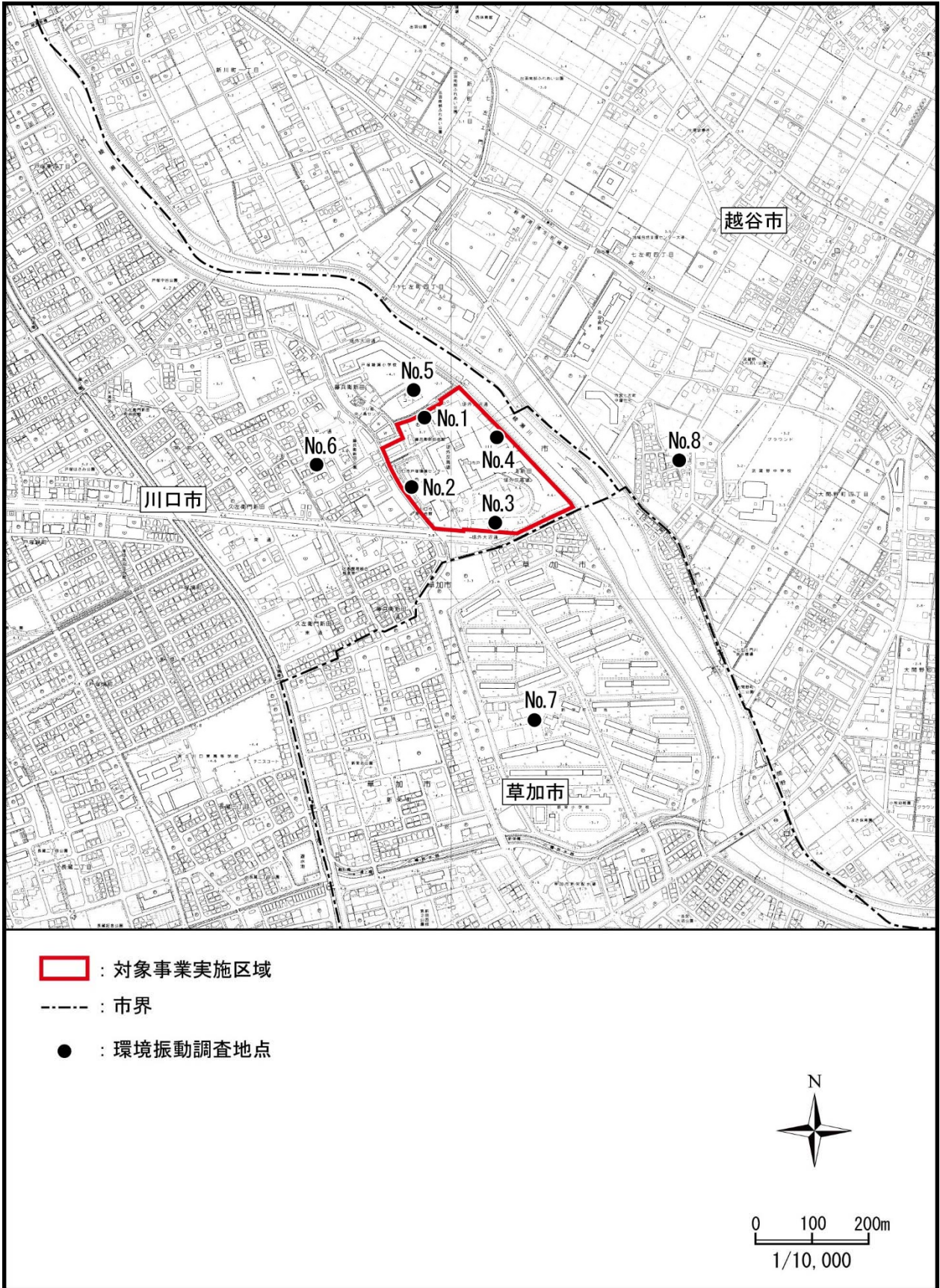


図 5.3-1(1) 調査地点位置図 (環境振動)

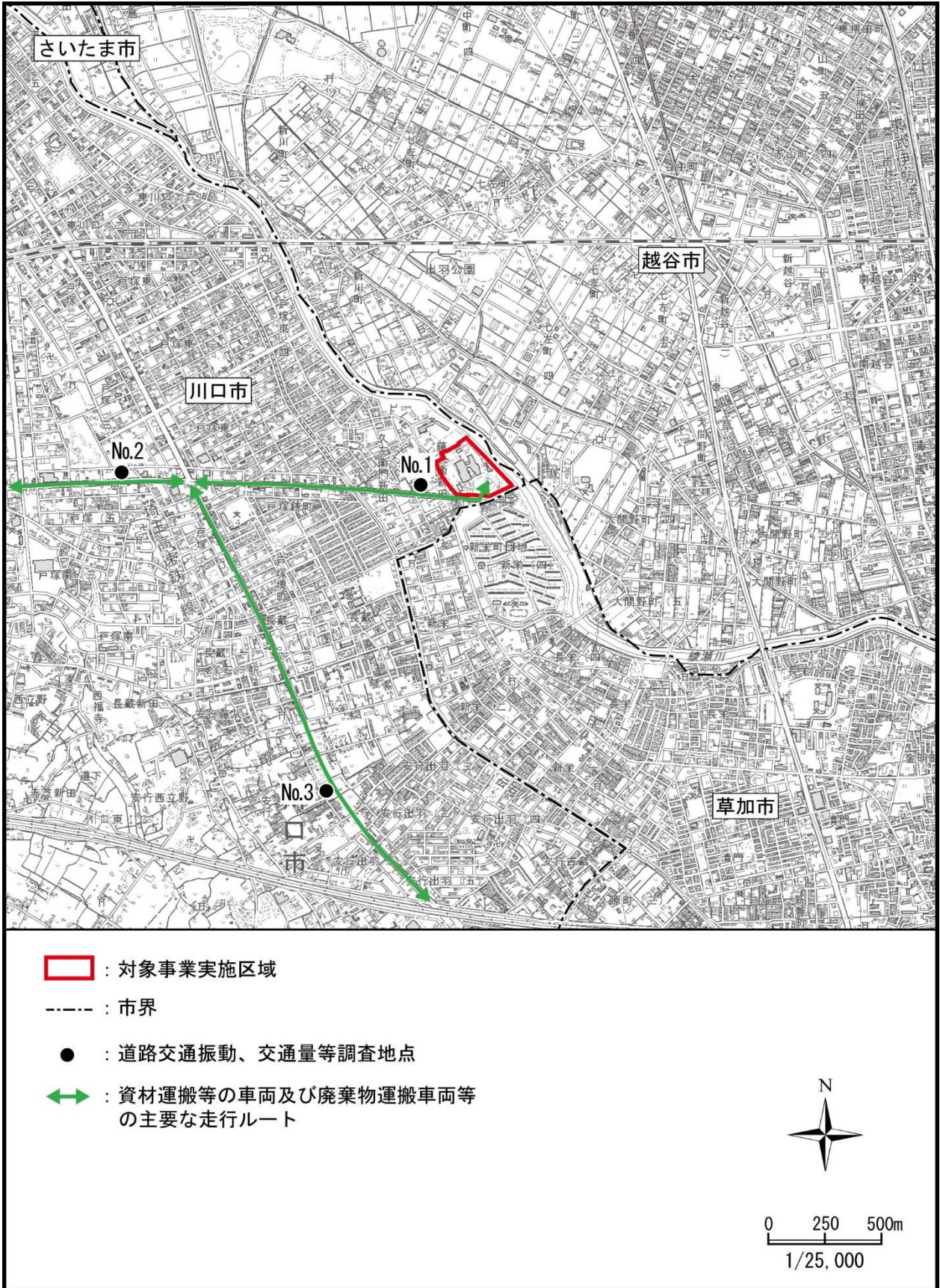


図 5.3-1(2) 調査地点位置図 (道路交通振動等)

【予測及び評価の手法<工事中>】

環境影響要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
工事中	建設機械の稼働	建設機械の稼働による建設作業振動レベルの変化の程度	1. 予測地域 工事の実施により建設作業振動の影響が及ぶおそれがある想定される地域として、調査地域と同様とする。 2. 予測地点 敷地境界及び環境振動の現地調査地点とする。	建設機械の稼働台数が最大となる時期	工事計画により、想定される建設機械の種類、稼働台数、配置等を設定し、伝播理論式を用いて定量的に予測する。
	資材運搬等の車両の走行	資材運搬等の車両の走行による道路交通振動レベル(L ₁₀)の変化の程度	1. 予測地域 工事の実施により道路交通振動の影響が及ぶおそれがある想定される地域として、調査地域と同様とする。 2. 予測地点 資材運搬等の車両の主要な走行経路上として、道路交通振動の現地調査地点とする。	資材運搬等の車両の走行台数が最大となる時期	工事計画により、想定される資材運搬等の車両台数を設定し「道路環境影響評価の技術手法 平成24年度版」(平成25年、国土技術政策総合研究所資料第714号)による道路交通振動の予測式を用いて定量的に予測する。

評価の手法		
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「振動規制法」(昭和51年法律第64号)に基づく特定建設作業振動に係る規制基準 ・「振動規制法」(昭和51年法律第64号)に基づく道路交通振動の要請限度 	
環境の保全に関する配慮方針	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は実行可能な範囲で、低振動型の機種を使用する。 ・建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。 ・建設機械の整備を適切に実施し、性能の維持に努める。 ・建設機械の不必要な空ぶかしや過負荷運転の抑制に努める。
	資材運搬等の車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤車両を除く資材運搬等の車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、走行時間は午前8時から午後6時までの運行計画とする。 ・資材運搬等の車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 ・資材運搬等の車両の過積載防止を徹底する。 ・資材運搬等の車両の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップに努める。

【予測及び評価の手法<存在・供用時>】

環境影響要因		環境要素	予測の手法			
			予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
存在・供用時	施設の稼働	振動	新施設の稼働による工場振動レベルの変化の程度	1. 予測地域 事業の実施により振動レベルの影響が及ぶおそれがあると想定される地域として、調査地域と同様とする。 2. 予測地点 新施設の単独稼働時は、敷地境界及び環境振動の現地調査地点とする。新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時は、環境振動の現地調査地点とする。	・新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時 ・新施設の単独稼働時 注) 新施設については概ね定常状態となる時期とする。	現地調査結果により、既存施設の振動の発生状況を把握する。また、事業計画により、新施設の稼働に伴い想定される振動発生源等を設定し、伝搬理論式を用いて定量的に予測する。
	自動車等の走行		新施設の稼働時の廃棄物運搬車両等の走行による道路交通振動レベル(L ₁₀)の変化の程度	1. 予測地域 事業の実施により道路交通振動の影響が及ぶおそれがあると想定される地域として、調査地域と同様とする。 2. 予測地点 廃棄物運搬車両等の主要な走行経路上として、道路交通振動の現地調査地点とする。		事業計画等により、新施設の単独稼働時及び既存施設（西棟）との同時稼働時に想定される廃棄物運搬車両等の走行台数を設定し、「道路環境影響評価の技術手法 平成24年度版」(2013年、国土技術政策総合研究所資料第714号)による道路交通振動の予測式を用いて定量的に予測する。

評価の手法		
評価	◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。 ◇基準又は目標との整合に係る評価 以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 ・「振動規制法」(昭和51年法律第64号)及び「埼玉県生活環境保全条例」(平成13年条例第57号)に基づく特定工場等に係る規制基準 ・「振動規制法」(昭和51年法律第64号)に基づく道路交通振動の要請限度	
環境の保全に関する配慮方針	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・設備機器は実行可能な範囲で、低振動型の機種を採用する。 ・特に振動の発生が想定される設備機器は、振動の伝播を防止する装置等を設置する。 ・各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。 ・敷地境界における振動の自主規制値として、「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」において規定される第1種区域の規制基準値を適用する。
	自動車交通の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤車両を除く廃棄物運搬車両は、原則として土曜日・日曜日は走行せず、走行時間は午前8時から午後5時までの運行計画とする。 ・廃棄物運搬車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 ・廃棄物運搬車両の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップに努める。

5.4 悪臭

【調査内容】

調査内容	
悪臭の状況	・臭気指数もしくは臭気の濃度又は特定悪臭物質のうち調査・予測・評価の項目として選定したものの濃度等の状況（アンモニア、メチルメルカプタン等の特定悪臭物質 22 物質、臭気指数）
気象の状況	・風向・風速、大気安定度（日射量、放射収支量）、気温等
大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況	
その他の予測・評価に必要な事項	・既存の発生源の状況 ・学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

【調査手法(1)】

調査項目	現地調査			文献調査
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
悪臭の状況 特定悪臭物質 22 物質 臭気指数	「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和 47 年環境庁告示第 9 号）、「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成 7 年環境庁告示第 63 号）及び「埼玉県生活環境保全条例施行規則別表 14 備考三の規定に基づく悪臭の測定方法」（平成 14 年埼玉県告示第 604 号）に定める方法	1. 調査地域 事業の実施により悪臭の影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周辺とする。 2. 調査地点 対象事業実施区域の敷地境界 2 地点（風上・風下）及び対象事業実施区域周辺の住宅地付近 4 地点とする。 （環境大気の調査地点に同じ）	1. 調査時期及び回数 気温が高く悪臭の影響が発生しやすい夏季及び比較対象となる冬季の計 2 回	—

【調査手法(2)】

調査項目	現地調査			文献調査	
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等		
気象の状況	風向・風速 大気安定度（日射量、放射収支量）、気温等	前掲「5.1 大気質」における地上気象の調査結果を利用する方法	1. 調査地域 事業の実施により悪臭の影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周辺とする。 2. 調査地点 対象事業実施区域内1地点とする。 （前掲「5.1 大気質」における地上気象のNo.1（No.1-1、No.1-2）に同じ）	1. 調査時期及び回数 1年間の通年	—
大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況	現地踏査による方法	1. 調査地域 悪臭の状況と同じ地域とする。	1. 調査時期及び回数 任意の時期に1回	地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料の収集、整理による。	
その他の事項	既存の発生源の状況 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況				

【現地調査地点一覧】

<悪臭>

区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
悪臭の状況	1, 2	対象事業実施区域敷地境界（風上・風下の計2地点）	特定悪臭物質 22物質 臭気指数	対象事業実施区域の現況（既存施設稼働時）の状況を代表する地点として、敷地境界の風上・風下（2地点）を選定する。
	3	対象事業実施区域の北側住宅地		対象事業実施区域の北側の住宅地となる地点として選定する。（川口市）
	4	対象事業実施区域の西側住宅地		対象事業実施区域の西側の住宅地となる地点として選定する。（川口市）
	5	対象事業実施区域の南側住宅地（年間卓越風向の風下側）		対象事業実施区域の南側の住宅地であり、年間卓越風向の風下側となる地点として選定する。（草加市）
	6	対象事業実施区域の東側住宅地		対象事業実施区域の東側の住宅地となる地点として選定する。（越谷市）

注 1) 調査地点の位置は、図 5.4-1 参照。

2) 対象事業実施区域敷地境界の2地点（No.1、No.2）は、測定時の気象条件を確認し、新施設の風上側及び風下側の敷地境界を選定する。

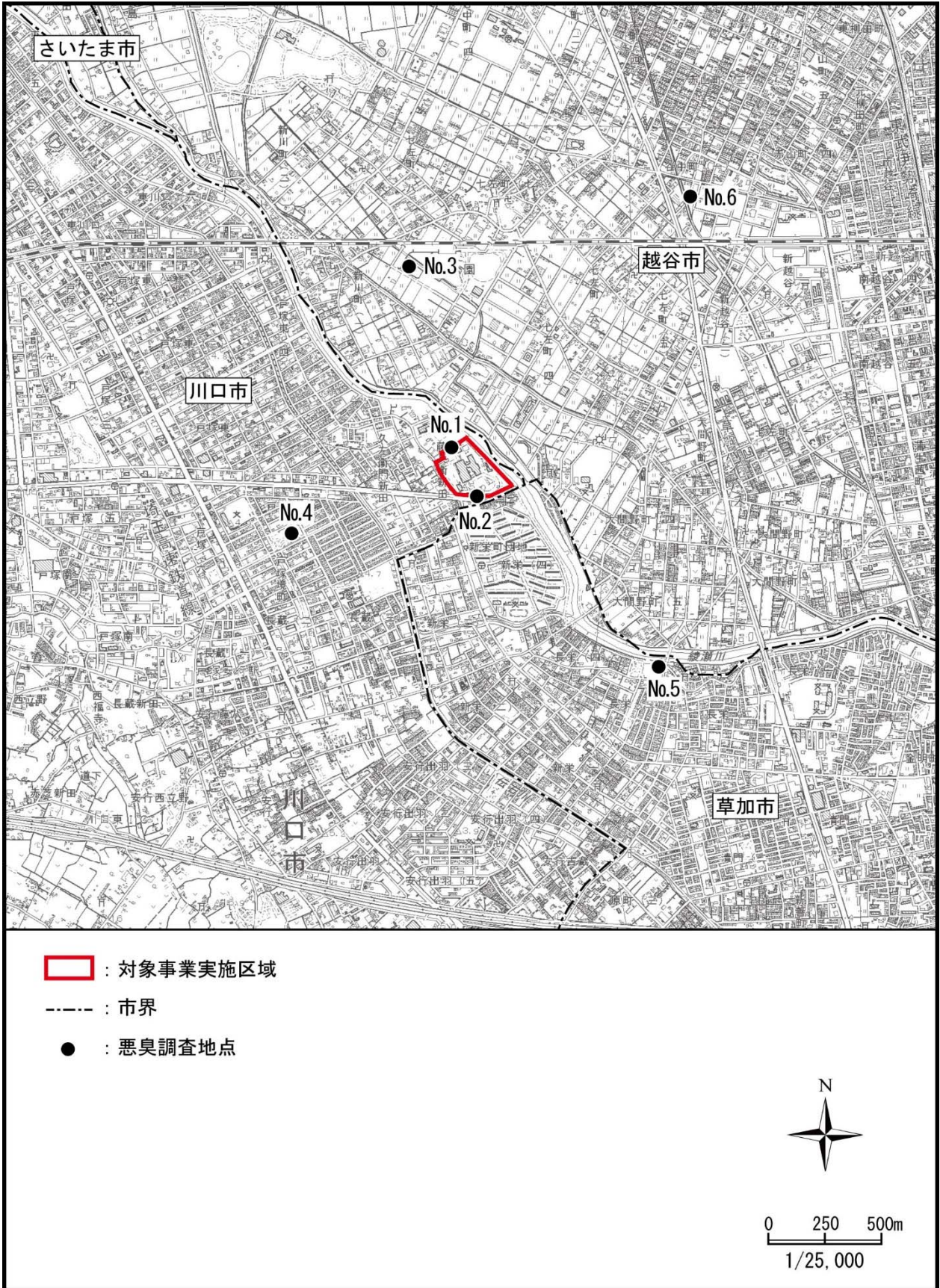


図 5.4-1 調査地点位置図 (悪臭)

【予測及び評価の手法<存在・供用時>】

環境影響要因	環境要素	予測の手法				
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法	
存在・供用時	施設の稼働	悪臭	<ul style="list-style-type: none"> ・特定悪臭物質の濃度の変化の程度 ・臭気指数の状況の変化の程度 	1. 予測地域 事業の実施により悪臭の影響が及ぶおそれがあると想定される地域として、調査地域と同様とする。 2. 予測地点 敷地境界及び周辺地域の現地調査地点とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時 ・新施設の単独稼働時 注) 新施設については概ね定常状態となる時期とする。	現地調査結果により、既存施設の悪臭の発生状況を把握する。また、類似事例の調査、解析及び環境保全措置の内容を考慮して、定性的に予測する。 また、事業計画等により、新施設の稼働に伴う排ガス量、予測対象の濃度が特定できるものについては、大気拡散モデルにより定量的に予測する。

評価の手法	
評価	◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。 ◇基準又は目標との整合に係る評価 以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 ・「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成13年条例第57号）に基づく敷地境界における規制基準
環境の保全に関する配慮方針	施設の稼働 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみピット内を密閉して負圧を維持するとともに、当該空気を炉内に送り込むことで焼却脱臭すること、また、エアーカーテンをごみピットの出入口に設置することで、悪臭の漏えい防止に努める。 ・臭気の強い夏季等については脱臭装置を稼働させることで、悪臭の漏えい防止に努める。 ・プラットホーム及び敷地内道路は定期的に清掃するとともに、プラットホーム及びごみピット内への消臭剤散布により悪臭防止に努める。 ・既存施設に設置されている方式等を考慮に入れた脱臭装置を設置し、脱臭装置の維持管理を徹底することで悪臭防止に努める。 ・悪臭に係る自主規制値は、「悪臭防止法」において規定されるA区域の規制基準値を適用する。

5.5 水質

【調査内容】

調査内容	
公共用水域の水質及び底質の状況	<ul style="list-style-type: none"> 水質…生活環境項目等8項目（生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、全窒素及び全りん、水温、水素イオン濃度（pH）、溶存酸素量（DO）、大腸菌群数）、健康項目及びダイオキシン類 底質…有害物質（シアン、アルキル水銀、有機リン、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、PCB及びダイオキシン類）
水象の状況	<ul style="list-style-type: none"> 河川の流量等 河川等の形状、底質の堆積状況
その他の予測・評価に必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> 降水量 既存の発生源の状況 水利用及び水域利用の状況

【調査手法(1)】

調査項目	現地調査			文献調査
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
水質 【平常時】 ・生活環境項目等8項目(BOD、SS、全窒素、全りん、水温、pH、DO、大腸菌群数) ・健康項目 ・ダイオキシン類 【降雨時】 ・SSと合わせて現地確認が可能な濁度、透視度、流量を調査項目とする。	「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）、その他環境省の告示又は通知に定める方法、並びに工場排水試験方法（JIS K 0102）に定める水温の調査方法	1. 調査地域 事業の実施により水質への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域からの工事時及び供用時の排水の流入が考えられる排水路及び綾瀬川とする。 2. 調査地点 【平常時】 対象事業実施区域からの排水口1地点、排水の流入が考えられる排水路1地点及び綾瀬川2地点の計4地点とする。 【降雨時】 対象事業実施区域からの排水口1地点、排水の流入が考えられる排水路1地点及び綾瀬川1地点の計3地点とする。 注) No.4 地点の降雨時調査は、増水する流れの中での採水、流速測定等の作業に対する安全性を考慮して、実施しないものとする。	1. 調査時期及び回数 【平常時】 4季各1回計年4回 （健康項目及びダイオキシン類は夏季及び冬季の年2回） 【降雨時】 降雨時2回 （濁水の発生が想定される降雨時に、経時変化を把握できる頻度で実施する。） 注) 調査地点は綾瀬川の感潮域にあたるため、満潮時の調査は避ける。	下記の既存測定結果を収集、整理する。 ・公共用水域水質測定結果

【調査手法(2)】

調査項目	現地調査			文献調査	
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等		
底質	<ul style="list-style-type: none"> 有害物質 ダイオキシン類 	「底質調査方法について(昭和63年環水管第127号環境庁水質保全局長通知)」、「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」(平成21年3月改定、環境省)、その他環境省の告示又は通知に定める方法	1. 調査地域 水質の調査地域と同様とする。 2. 調査地点 水質の調査地点と同様とする。 ただし、No.1及びNo.2は底泥が無いことから、調査地点はNo.3及びNo.4の計2地点とする。	1. 調査時期及び回数 夏季及び冬季の年2回	下記の既存測定結果を収集、整理する。 <ul style="list-style-type: none"> 公共用水域底質測定結果
水象の状況	<ul style="list-style-type: none"> 流量等 河川等の形状、底質の堆積状況 	流量は流路の断面形状及び平均流速から算出する方法(流速は流速計による方法)、河川等の形状、底質の堆積状況は現地踏査による方法	1. 調査地域 水質の調査地域と同様とする。 2. 調査地点 水質の調査地点と同様とする。	1. 調査時期及び回数 流量等は水質と同じ時期及び回数 河川等の形状、底質の堆積状況は水位が低い任意の時期に1回	—
その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> 降水量 既存の発生源の状況 水利用及び水域利用の状況 	現地踏査による方法(降水量は文献調査のみ)	1. 調査地域 水質と同様の地域とする。	1. 調査時期及び回数 任意の時期に1回	下記の既存測定結果等を収集、整理する。 <ul style="list-style-type: none"> 最寄りの地域気象観測所(越谷地域気象観測所) 地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料

【現地調査地点一覧】

<水質、底質、水象の状況>

区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
水質	1	対象事業実施区域からの排水口	水質(平常時、降雨時)、水象の状況	対象事業実施区域から排水路への排水口を選定する。
	2	排水路の綾瀬川合流前	水質(平常時、降雨時)、水象の状況	対象事業実施区域からの排水が流れ込む排水路で、綾瀬川に合流する手前の地点を選定する。
	3	綾瀬川の排水路合流点上流側	水質(平常時、降雨時)、底質、水象の状況	排水路が合流する綾瀬川で、排水路が合流する地点の上流側に位置する綾瀬新橋を選定する。
	4	綾瀬川の排水路合流点下流側	水質(平常時)、底質、水象の状況	排水路が合流する綾瀬川で、排水路が合流する地点の下流側の地点を選定する。

注) 調査地点の位置は、図 5.5-1 参照。

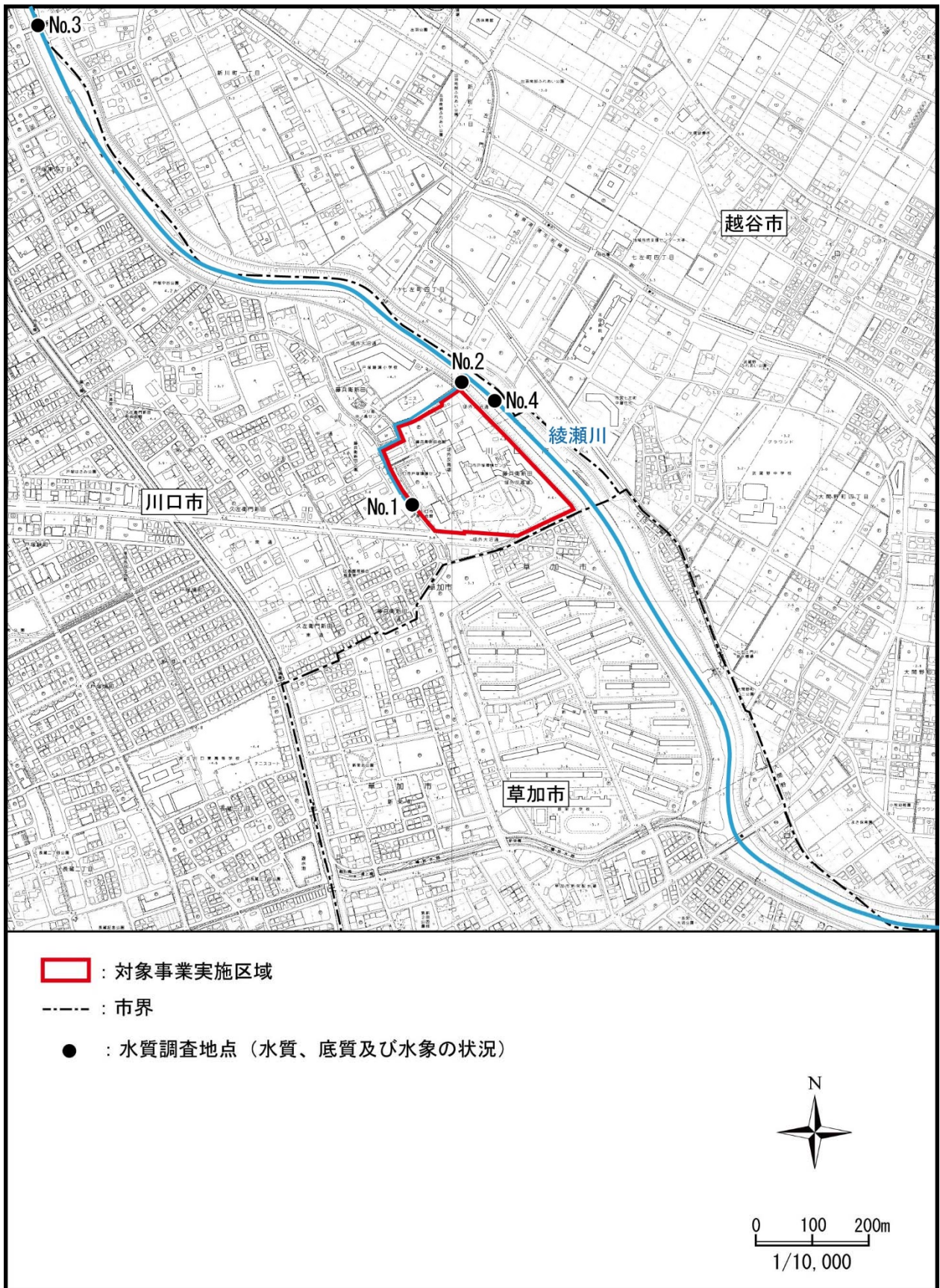


図 5.5-1 調査地点位置図（水質）

【予測及び評価の手法<工事中>】

環境影響要因	環境要素	予測の手法				
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法	
工事中	造成等の工事	SS	造成等の工事に伴う濁水による SS 濃度の変化の程度	1. 予測地域 工事の実施による水質(SS及びpH)への影響が及ぶおそれがあると想定される地域として、調査地域と同様とする。 2. 予測地点 SSは、仮設沈砂池等からの出口及び排水が綾瀬川と合流した下流側（現地調査地点No.4）とする。 pHは、排水が綾瀬川と合流した下流側（現地調査地点No.4）とする。	造成等の工事による濁水やアルカリ排水の影響が最大となる時期	工事計画及び現地調査結果により、想定される排水量、排水濃度等を設定し、完全混合式による定量的な予測を行う。
		pH	コンクリート工事等に伴うアルカリ排水による pH の変化の程度			工事計画等により、環境保全措置を明らかにすることにより、定性的な予測を行う。

評価の手法	
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）に基づく環境基準（pH） ・「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成13年条例第57号）に基づく排水基準又は降雨時調査結果（SS）
環境の保全に関する配慮方針	<p>造成等の工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事中に発生する濁水は、対象事業実施区域内に仮設沈砂設備を設置することにより、濁水の発生を抑制する。 ・仮設沈砂設備に堆積する土砂の定期的な除去、処理水のSSの適宜測定等により、濁りの除去効果が低下しないよう適切に維持・管理を実施する。 ・シート養生等により、土砂流出の防止に努める。 ・造成工事時には、裸地の出現時間が実行可能な範囲で短くなるよう早期の緑化に努める。 ・コンクリート工事等で発生する排水について、状況に応じて中和処理を実施し、アルカリ排水の排出を抑制する。 ・工事車両の洗車に伴う排水は、油水分離、沈砂、pH調整等の水処理設備を設置する。

【予測及び評価の手法<存在・供用時>】

環境影響要因	環境要素	予測の手法				
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法	
存在・供用時	施設の稼働	生活環境項目等8項目（BOD、SS、全窒素、全りん等）	1. 予測地域 事業の実施に伴う排水により、水質または底質への影響が及ぶおそれがあると想定される地域として、調査地域と同様とする。 2. 予測地点 排水が綾瀬川と合流する下流側（現地調査地点No.4）とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時 ・新施設の単独稼働時 注) 新施設については概ね定常状態となる時期とする。	現地調査結果により、既存施設の排水の状況を把握する。また、事業計画により、新施設の稼働に伴い想定される排水量、排水濃度等を設定し、完全混合式等を用いて定量的に予測する。 または、新施設の単独稼働時には、現地調査結果により、既存施設からの排水負荷量を設定し、新施設の稼働に伴い想定される排水負荷量と比較することにより、定量的に予測する。	
		健康項目				健康項目の濃度の変化の程度または排出する負荷量の変化の程度
		ダイオキシン類				ダイオキシン類の濃度の変化の程度または排出する負荷量の変化の程度
		底質（有害物質）			有害物質の濃度の変化の程度または排出する負荷量の変化の程度	水質の予測結果を引用し、定性的に予測する。

評価の手法	
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 以下の水質に係る基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号）に基づく環境基準
環境の保全に関する配慮方針	<ul style="list-style-type: none"> ・新施設の稼働時におけるプラント排水、生活排水及び余熱利用施設の排水は、排水処理施設で処理する。 ・排水処理施設の処理水は、実行可能な範囲で再利用を図った上で、公共用水域に排水する。 ・雨水排水は、雨水調整池に引き込んで流量調整を行い、公共用水域に排水する。 ・排水の水質の自主規制値は、「水質汚濁防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」において規定される排水基準を適用する。